

議案第52号

小野市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

小野市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年11月27日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

育児休業制度について、児童福祉法等に準じた取扱いとするため。また、年次有給休暇について、採用、退職等に合わせ、暦年付与から年度付与に改めるため。

小野市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(小野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 小野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。ただし、第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日とする。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日（」を「養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。ただし、」に改め、「当該末日とされた日」の次に「とする。」を加える。

第2条の3を第2条の5とし、同条の前に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている

場合

- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に認められる場合として規則に定める場合に該当する場合

第2条の2第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第3号中「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することになった場合

第3条第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行わ

れないこと」を加え、「なつたこと」を「なったこと」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「できなかつた」を「できなかつた」に、「なつた」を「なった」に改める。

第10条第1号中「、若しくは」を「、又は」に、「失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された」を「失った」に、「若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居」を「又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当」に改め、同条第6号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間（以下この項において「介護時間」と

いう。)の承認を受けて勤務しない」に、「当該保育時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「保育時間を承認されている」を「保育時間又は嘱託職員条例第11条の2の規定による介護時間若しくは非常勤職員条例第9条の2の規定による介護時間(以下この項において「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない」に、「当該保育時間を承認されている」を「当該保育時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

第19条第1項中「同条例」を「給与条例」に改め、同条第2項中「同条例第19条」を「給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額」に、「給与条例第19条」を「嘱託職員条例第23条に規定する勤務1時間当たりの基本賃金額」に改め、同条第3項中「同条例」を「給与条例」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年小野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項及び第2項中「子」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他それらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)」に改める。

第8条の4第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「あるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を

「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条第1項中「1暦年」を「1年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年」を「前年度」に、「当該年に」を「当該年度に」改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「翌年度」に改める。

第16条第2項中「1暦年」を「1年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第12条及び第16条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年4月1日前から引き続き在職する職員に係る平成30年度の年次有給休暇及び組合休暇の日数については、改正後の勤務時間条例第12条第1項及び第2項並びに第16条第2項の規定にかかわらず、平成30年1月1日から同年3月31日までの間に取得した日数に応じて、市長の定めるところにより、必要な調整を行うものとする。